

1・施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人ライフケア赤井江
- (2) 法人所在地 宮城県岩沼市恵み野一丁目7番地の1
- (3) 電話番号 (0223) 29-2141
- (4) 代表者氏名 理事長 小助川 進
- (5) 設立年月日 昭和55年10月2日

2・事業の目的と運営方針

要介護状態・要支援状態にある方に対し、適正な小規模多機能型居宅介護を提供することにより要介護状態・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的に提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3・事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

- 事業所名 朝日サポートセンター
小規模多機能型居宅介護 朝日
- 指定番号 0491100020
- 所在地 宮城県岩沼市あさひ野2丁目5番地の2
- 所 長 佐伯 貴博
- 電話番号 (0223) 22-0930
- FAX番号 (0223) 25-5620
- サービスを提供する地域 岩沼市内

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名	—	1名
看護師又は 准看護師	心身の健康管理、 口腔衛生と機能のチェック 及び指導、保健衛生管理	1名	名	1名
介護職員	介護業務	9名	1名	10名
介護支援専門員	小規模多機能型 居宅介護計画の作成等	1名	名	1名

営業日 365日

営業時間

通いサービス	9:00～16:00
宿泊サービス	16:00～翌日9:00
訪問サービス	24時間
登録定員	25名
通所サービスの利用定員	15名
宿泊サービスの利用定員	9名

(3) 設備の概要

○宿泊室 9室

利用者の居室は、原則個室（定員1）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員2名とすることが出来ます。

○食堂

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

（尚、居間、食堂は、同一の場所としています。）

○浴室

浴室には利用者が使いやすい、家庭的な浴槽を設けます。

○その他の設備

設備としてその他に、台所等の設備を設けます。

4・サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

- ・通いサービス・・・事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・訪問サービス・・・利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を行います。
- ・宿泊サービス・・・一時的な施設への入所となり、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

5・利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

(1) 基本料金(1か月当たり) 介護保険負担割合証に記載された割合にてご負担いただきます。

介護区分	利用料
要支援1	34,500円
要支援2	69,720円
要介護1	104,580円
要介護2	153,700円
要介護3	223,590円
要介護4	246,770円
要介護5	272,090円

	(1) 自己負担額 (1割)	(2割)	(3割)
要支援1	3,450円	6,900円	10,350円
要支援2	6,972円	13,944円	20,916円
要介護1	10,458円	20,916円	31,374円
要介護2	15,370円	30,740円	46,110円
要介護3	22,359円	44,718円	67,077円
要介護4	24,677円	49,354円	74,031円
要介護5	27,209円	54,418円	81,627円

* 月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料になります。

【加算について】

- ・初期加算・・・・・・・・・・登録した日から起算して30日以内の期間についてお支払い下さい。30日を超える入院された後に再び利用を開始した場合も同様です。
- ・サービス提供体制加算Ⅰ・・・・介護福祉士が70%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上又は
- ・サービス提供体制加算Ⅱ・・・・介護福祉士が50%以上配置
- ・認知症加算Ⅰ・・・・・・・・・・認知症介護指導者研修修了者を配置。専門的な認知症介護。
- ・認知症加算Ⅱ・・・・・・・・・・認知症介護リーダー研修修了者を配置。専門的な認知症介護。

- ・ 認知症加算Ⅲ・・・・・・・・・・日常生活に支障を来す恐れのある症状・行動が認められ介護を必要とする認知症の利用者。認知症日常生活自立度Ⅲ以上
- ・ 認知症加算Ⅳ・・・・・・・・・・要介護Ⅱに該当し、認知症日常生活自立度Ⅱの利用者
- ・ 看護職員配置加算Ⅰ・・・・・・・・常勤かつ専従の看護師配置している又は又は看護職員配置加算Ⅱ 常勤かつ専従の准看護師配置している
- ・ 介護職処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・介護職員の処遇を改善するための加算

【加算の料金について】

加 算	1割	2割	3割
初期加算 (日)	30円	60円	90円
サービス提供体制加算Ⅰ (月)	750円	1500円	2250円
又はサービス提供体制加算Ⅱ (月)	640円	1280円	1920円
認知症加算Ⅰ (月)	920円	1840円	2760円
認知症加算Ⅱ (月)	890円	1780円	2670円
認知症加算Ⅲ (月)	760円	1520円	2280円
認知症Ⅳ (月)	460円	920円	1380円
看護職員配置加算Ⅰ (月)	900円	1800円	2700円
又は看護職員配置加算Ⅱ (月)	700円	1400円	2100円
介護職処遇改善加算Ⅰ (月)	介護保険利用額に対し、14.9%を乗じた額の1割	介護保険利用額に対し、14.9%を乗じた額の2割	介護保険利用額に対し、14.9%を乗じた額の3割

【介護保険外の費用について】

- (1) 食事の提供に要する費用 朝：315円 昼：515円 夜：615円
- (2) 宿泊に要する費用 2,500円 (1日) 自費
- (3) 衛生費 100円 (1日) 自費
- (4) 特別光熱費 テレビ：50円 (1日) 自費

利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、請求金額に基づき、翌月27日に指定口座から引き落としさせていただきます。(27日が 土・日・祝日の場合は翌営業日となります。)1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額としま

す。

尚、やむを得ない事由により、振込頂く場合は、下記口座に振込を行うこととし、振込手数料は別途契約書に基づき、契約者が負担することとします。

銀行口座振込み

振込み先	七十七銀行 岩沼支店 普通	5 6 2 7 5 6 7
名 義	小規模多機能型居宅介護朝日	所長 佐伯 貴博

6・サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従事者にご一報ください。
- ②事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ③従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

7・非常災害対策

事業者は、非常災害その他、緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

8・緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9・事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10・守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11・利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 2 ・身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 3 ・苦情相談窓口

* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：所 長 佐伯 貴博

ご利用時間 月～日曜日 24時間

ご利用方法 電話（0223）－22－0930

* 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

岩沼市役所

健康福祉部介護福祉課

所在地 岩沼市里の杜三丁目4番15号

電話番号 （0223）－24－3016

受付時間 8：30～17：00

宮城県国民健康保険団体連合会

介護保険苦情処理係

所在地 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号

電話番号 （022）－222－7700

受付時間 8：30～17：00

* 苦情処理第三者委員

氏 名：山家 富久

電話番号：090－2792－4833

氏 名：大友 一代

電話番号：（0223）24－0239

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

1 4 ・協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- ・名称 特定医療法人松涛会 南浜中央病院
- ・住所 宮城県岩沼市寺島字北新田 1 1 1

協力歯科医療機関

- ・名称 特定医療法人松涛会 南浜中央病院
- ・住所 宮城県岩沼市寺島字北新田 1 1 1

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急時の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1 5 ・ 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。秘守義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 6 ・ 第三者評価の実施について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	朝日サポートセンター運営推進委員会
評価結果の開示状況	有

1 7 ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為 (ただし看護職員が行う診療の補助行為を除く。)
- ②利用者又は家族の預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供。
- ④利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービスの提供 (大掃除・庭掃除)
- ⑤利用者の居宅での飲酒・喫煙・飲食
- ⑥その他利用者又は家族に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動、その他迷惑行為

18・衛生管理・感染対策等

- ①利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ②食中毒及び感染症の発生を防止する為の措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携に努めます。
- ③事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

1 感染対策委員会に関する担当者を選定しております。

感染症対策に関する担当者 所長 佐伯 貴博

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する 感染症対策委員会をおおむね年2回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
3. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
4. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年2回以上に実施します。

19. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しております。

虐待防止に関する担当者 所長 佐伯 貴博

- ②虐待防止のための対策を検討する 虐待防止委員会を年2回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③虐待防止のための指針の整備をしております。
- ④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修・訓練を各々年2回以上を実施しております。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

20. 業務継続計画の策定について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について、周知するとともに必要な研修

及び訓練を定期的実施します。

- ③定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

2 1. 地域との連携について

- ①運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めます。
- ②指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により、構成される委員会（以下この項において「運営推進委員会」と言います。）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進委員会を開催します。
- ③運営推進委員会に対し、通い・宿泊・訪問の各サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進委員会による評価を受けるとともに、運営推進委員会から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

2 2. サービス提供の記録

- ①指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ②利用者は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求する事ができます。

2 3. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明して同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

指定小規模多機能型居宅介護サービス・介護予防坊規模多機能型居宅介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 宮城県岩沼市字あさひ野2丁目5番地の2

事業所名 小規模多機能型居宅介護 朝日
(指定番号0491100020)

所長 佐伯 貴博 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住所

氏名 印（続柄 ）

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 「朝日」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第0491100020号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定されたかたが対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1・施設経営法人	17．(介護予防)小規模多機能従業者の禁止行為
2・事業の目的と運営方針	18．衛生管理・ <u>感染対策等</u>
3・事業者の内容	19．虐待の防止について
4・サービスの内容	20．業務継続計画の策定について
5・利用料金	21．地域との連携について
6・サービス利用に当たっての留意事項	22．サービス提供の記録
7・非常災害対策	23．身体拘束について
8・緊急時の対応	
9・事故発生時の対応	
10・守秘義務に関する対策	
11・利用者の尊厳	
12・身体拘束の禁止	
13・苦情相談窓口	
14・協力医療機関	
15・損害賠償について	
16・第三者評価の実施について	